

9月は自賠責制度 広報・啓発期間です！

～なくそう。うっかり更新忘れ。～



No.13

**なくそう。
うっかり更新忘れ。**

ナンバープレートのステッカーで、
自賠責保険・共済の有効期限の確認を。
更新せずに乗ると、処罰の対象になります。

自賠責って？
交通事故の被害者の救済や、万が一加害者になった際の
損害賠償を補償するための保険（共済）制度です。
車やバイクの販売店等で簡単に加入できます！
詳しくは特設サイトをご確認ください。

自賠責が必要な乗り物は？
自動車やバイク原付はもちろん、
モペッド（ペダル付き原付）や電動キックボードにも
自賠責の加入義務があります。

ステッカーで有効期限をチェック！
250cc以下のバイク（原付/電動キックボード等）の場合
ナンバープレートのステッカーで
有効期限をチェック！
ステッカーの色は金色あります。
ここでご確認ください。

詳しく述べ！
自賠責保険サイト
<https://www.mlit.go.jp/jibai/jibokoki-renew/index.html>

**無保険（共済）車・
無車検車を見かけたら**
無保険車両登録窓口
https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidsha_hk5_000012.html

国土交通省
一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 JIA 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 JA共済 ごみくみ共済 金券共 欧協連
自賠責保険・共済

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和5年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

また、年間を通して監視活動を行い、警察と連携した街頭取締り活動も行っています。

小さくて小回りのきくバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、軽二輪（排気量250cc以下のバイク）・原動機付自転車が人気です。

しかし、軽二輪・原動機付自転車は車検制度がないことから、自賠責保険・共済の有効期限切れに気づかず使用されることが見受けられます。

令和4年度は、45,513台中、1,751台に自賠責保険の有効期限切れの疑いがあるとして、「通知書」を交付しました。

自賠責保険・共済制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、より積極的に広報することとしております。

お問い合わせ先
運輸部 陸上交通課
098-866-1836

○「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。
「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。
250CC以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。

もし、「自賠責」に加入せずに運行した場合には…
1年以下の懲役または50万円以下の罰金、および違反点数6点となり、免許停止の処分の対象となります。

詳しくは…
<https://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト 検索



無保険（共済）車・無車検車を見かけたら…

無保険車通報窓口 検索



http://www.mlit.go.jp/jidisha/jidsha_tk5_000012.html